

国指定漫湖鳥獸保護区
更新計画書

平成19年11月 1日
環境省

1. 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

漫湖鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県那覇市の県道那覇内環状線と国道507号線との西側交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み県道11号線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み豊見城市道2号線との交点に至り、同所から同市道を西進し豊見城東原915番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同916番との交点に至り、同所から同番の境界線を北東に進み同921番との交点に至り、同所から同番の境界線を北東に進み同920番との交点に至り、同所から同番の境界線を北東に進み同922番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同924番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同927番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同932番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同933番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同934番2との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同934番との交点に至り、同所から同番の境界線を北西に進み同937番との交点に至り、同所から同番の境界線を北西に進み同938番との交点に至り、同所から同番の境界線を北西に進み同943番との交点に至り、同所から同番の境界線を北西に進み同945番との交点に至り、同所から同番の境界線を北西に進み同947番との交点に至り、同所から同番の境界線を北東に進み同941番との交点に至り、同所から同番の境界線を南東に進み同947番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同949番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同951番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同952番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同953番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同955番との交点に至り、同所から同番の境界線を南進し同957番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同960番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同961番との交点に至り、同所から同番の境界線を北進し同960番との交点に至り、同所から同番の境界線を南進し同959番との交点に至り、同所から同番の境界線を南進し同1017番との交点に至り、同所から同番の境界線を南進し幅1メートルの排水路との交点に至り、同所から同水路横断方向に引いた線を南進し豊見城西原1043番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同1042番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同1047番との交点に至り、同所から同番の境界線を南進し同1080番1との交点に至り、同所か

ら同番の境界線を南東に進み幅1メートルの排水路との交点に至り、同所から同水路横断方向に引いた直線を西進し同1079番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同1078番との交点に至り、同所から同番の境界線を北西に進み幅1メートルの排水路との交点に至り、同所から同水路横断方向に引いた線を南西に進み同1050番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同1069番との交点に至り、同所から同番の境界線を西進し同1065番との交点に至り、同所から同番の境界線を南西に進み同1062番と同1063番1の境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北西に進み同1062番と同1063番1の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線の西端に至り、同所から同境界線の延長線を北西に進み県道奥武山米須線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道那覇内環状線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域（豊見城東原929、930、965番を除く。）

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南西諸島最大の島である沖縄島の南部を流れる国場川と饒波川の合流地点に位置し、合流地点に形成された河口干潟等の湿地からなる漫湖とその周辺陸域で構成される。干潟には底生生物が豊富に生息しており、周辺域にはマングローブ林が分布している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとする9目28科101種の鳥類が採餌及び休息の場として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少種の生息が確認されている。

このように、当該区域は、これらの絶滅のおそれのある鳥類を含めた多様な渡り鳥の採餌及び休息の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥の保護を図るものである。

2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

(2) 保全事業の目標

漫湖鳥獣保護地区では、指定当時に比べ渡り鳥の渡来数が大幅に減少している。この原因については、上流からの土砂の流入及びマングローブ林が拡大したことによる干潟面積の減少が指摘されていることから、干潟の適切な管理及び干潟の自然環境の改善を目指す。

(3) 保全事業の対象区域

漫湖鳥獣保護区の全域。

(4) 保全事業の内容

渡り鳥の生息地の保護及び整備を図るために、渡り鳥の生息に適した干潟及び周辺地域の状態を回復・維持するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。さらに、関連する事業として、底生生物等の調査、地域住民への普及啓発、土砂の浚渫や支障木の除去等を実施する。なおこの事業は、渡り鳥の生息に適した自然環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、渡り鳥の生息に適した干潟及び周辺地域の状態を、調査により明らかにするとともに、渡り鳥の生息に適した干潟及び周辺地域の状態を回復・維持するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。関係地方公共団体（沖縄県、那覇市、豊見城市）は、区域内に整備されている漫湖水鳥・湿地センターを拠点として、底生生物等の調査や地域住民への普及啓発を実施し、また、沖縄県は、河川管理の一環としての土砂の浚渫や支障木の除去等を実施する。

(5) 環境変化の概要

1980年代に比べ、漫湖では埋め立て、マングローブ林の拡大及び漫湖に

流れ込む国場川と饒波川の上流部の開発行為に伴う土砂の流入による干潟面積の減少が生じており、また、漫湖周辺では市街化に伴う緑地帯の減少が生じている。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該区域における鳥類の季節毎の1日当たりの最大飛来数総数は、1987年には7,548羽(特殊鳥類等生息環境調査XI〔沖縄県：2000年])であったが、2000年には1,818羽(特殊鳥類等生息環境調査XI〔沖縄県：2000年])と減少している。これらは、採餌及び休息の場となる干潟の面積の減少、周辺の市街化及び道路の建設による環境の悪化等によるものと指摘されている。

3. 更新の理由

当該区域は、シギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥の渡来地として国指定鳥獣保護区に指定している区域であり、近年その渡来数は減少しているものの、全国的に重要な区域であることに変わりはないことから、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

なお、今回の更新に当たり、豊見城趾周辺地域について区域の縮小を行った。

4. 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 174ha (194ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野 2ha

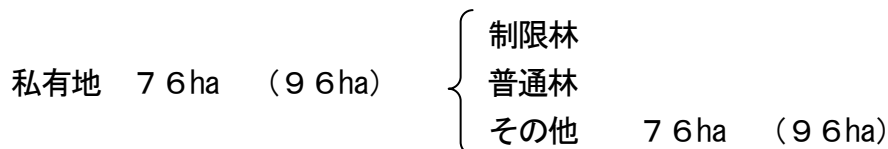
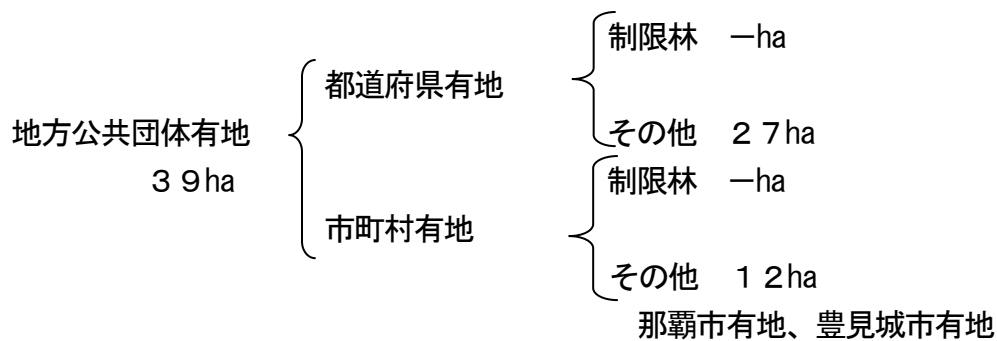
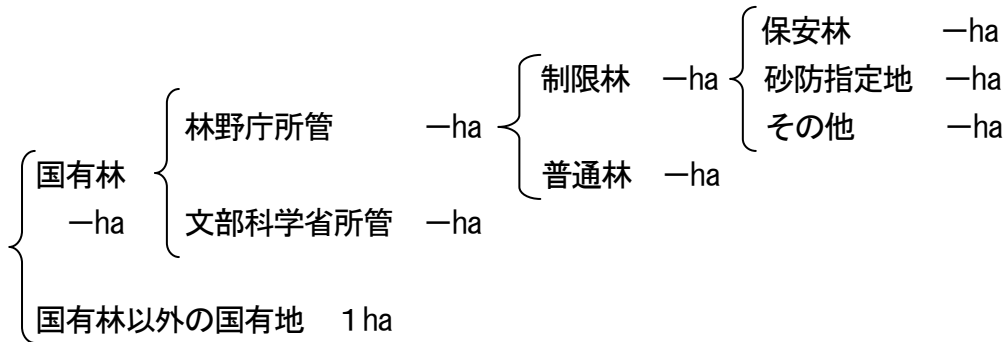
農耕地 2ha

水面 58ha

その他 112ha (132ha)

イ 所有者別内訳

国有地 1ha



公有水面 58ha

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域 ーha

自然公園法による地域 ーha

文化財保護法による地域 ーha

5. 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県那覇市と豊見城市の市境に位置し、国場川と饒波川の合流点に形成された河口干潟等の湿地からなる漫湖及びその周辺陸域の区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、国場川河口部の泥土の堆積が進んだ潮間泥地（干潟）と海岸低地の陸域で構成される。

地質は、主に完新世堆積物の沖積層であり、局所的に琉球石灰岩が確認される。特に、国場川沿いは沖積層が発達し、層厚が15～20mの厚い堆積物が存在している。

ウ 植物相の概要

当該区域には局所的にアカギ群落が分布しており、希少種としては環境省レッドリストに掲載されている準絶滅危惧種のリュウキュウクロウメモドキが確認されている。

また、当該区域の北西に位置するガーナー森は、ナハキハギ群落の北限地として那覇市の天然記念物に指定されている。

とよみ大橋より南側では、メヒルギを中心とするマングローブ林が発達している。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類はシギ・チドリ類を始めとする9目28科101種が確認されている。哺乳類は、オリオオコウモリ（「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」において、準絶滅危惧種）が確認されている。爬虫類は、環境省レッドリストに掲載された絶滅危惧Ⅱ類のオキナワキノボリトカゲ及び準絶滅危惧種のオキナワトカゲの2種が確認されている。

魚類は、9目24科42種が確認されており、環境省が作成したレッドデー

タブックに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のキララハゼが確認されている。

底生生物（貝類・甲殻類等）は、35種が確認されており、モモイロサギガイ、オキシジミ（「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」において、それぞれ絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類）等、7種の希少種が確認されている。

（2）生息する鳥獣類
別表のとおり

（3）当該区域の農林水産物の被害状況
当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない

6. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7. 施設整備に関する事項

①鳥獣保護区用制札	2本
②特別保護地区用制札	8本
③案内板	3基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	NT
		○ リュウキュウヨシゴイ	
		○ ゴイサギ	
		○ ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		○ アマサギ	
		○ ダイサギ	
		○ チュウサギ	NT
		○ コサギ	
		クロサギ	
		○ アオサギ	
	トキ科	○ クロツラヘラサギ	CR
カモ目	カモ科	ツクシガモ	EN
		カルガモ	
		コガモ	
		○ オナガガモ	
		ハシビロガモ	
		キンクロハジロ	
		スズガモ	
		アヒル	
		バリケン	
タカ目	タカ科	○ ミサゴ	NT
		ツミ	
		○ サシバ	EN
	ハヤブサ科	○ ハヤブサ	VU、国内希少
		チョウゲンボウ	
ツル目	クイナ科	○ バン	
チドリ目	チドリ科	コチドリ	
		○ シロチドリ	
		○ メダイチドリ	
		○ オオメダイチドリ	
		○ ムナグロ	
		○ ダイゼン	
	シギ科	○ キョウジョシギ	
		ヨーロッパトウネン	
		○ トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		アメリカウズラシギ	
		ウズラシギ	
		○ ハマシギ	
		○ サルハマシギ	
		オバシギ	
		ミユビシギ	
		エリマキシギ	
		オオハシシギ	
		ツルシギ	
		○ アカアシシギ	VU
		○ コアオアシシギ	
		○ アオアシシギ	
		クサシギ	
		タカブシギ	
		○ キアシシギ	
		○ イソシギ	
		○ ソリハシシギ	
		○ オグロシギ	
		○ オオソリハシシギ	
		○ ダイシャクシギ	
		○ ホウロクシギ	VU
		○ チュウシャクシギ	
		○ タシギ	
	セイタカシギ科	○ セイタカシギ	VU

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ソリハシセイタカシギ	
	カモメ科	○ ユリカモメ ウミネコ ○ ズグロカモメ ハジロクロハラアジサシ ○ クロハラアジサシ オニアジサシ ○ コアジサシ	VU VU、国際希少
ハト目	ハト科	○ キジバト ○ ズアカアオバト カワラバト	
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマシヨウビン ○ カワセミ	
スズメ目	ツバメ科	ツバメ ○ リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	ツメナガセキレイ キセキレイ ○ ハクセキレイ	
	ヒヨドリ科	○ シロガシラ ○ ヒヨドリ	
	モズ科	アカモズ	EN
	ツグミ科	○ イノヒヨドリ ○ シロハラ	
	ウグイス科	○ ウグイス オオヨシキリ キマユムシクイ メボソムシクイ ○ セッカ	
	ヒタキ科	エゾヒタキ	
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	
	シジュウカラ科	○ シジュウカラ	
	メジロ科	メジロ ○ リュウキュウメジロ	
	ホオジロ科	アオジ	
	ハタオリドリ科	○ スズメ	
	ムクドリ科	○ ギンムクドリ	
	カラス科	ハシブトガラス	
	カエデチョウ科	シマキンパラ	
合計(種)	9	28	101

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 特天: 国指定特別天然記念物
 レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 特定外来: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

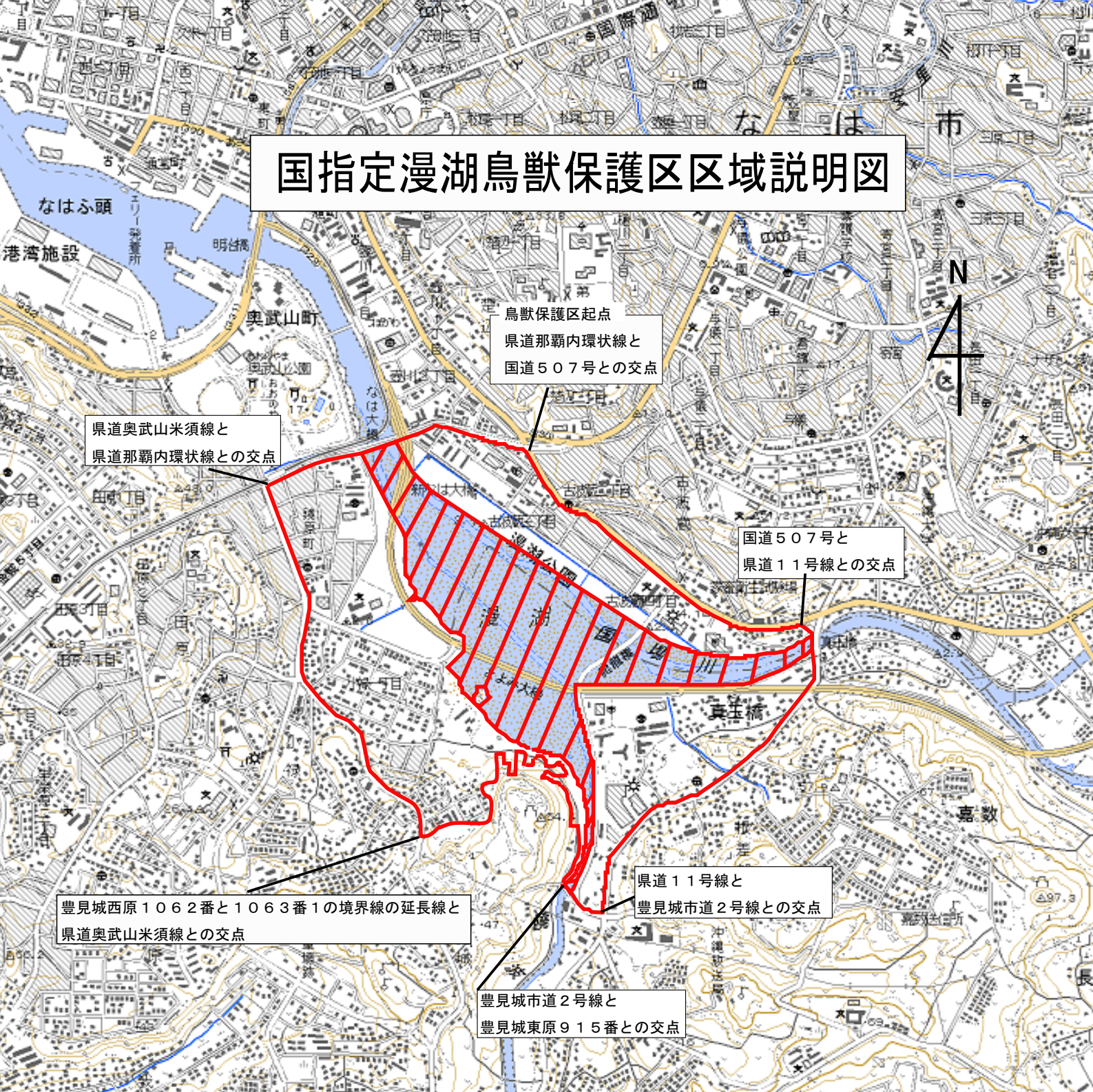
イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ目	オオコウモリ科	オリオオコウモリ	
ネコ目	ネコ科	イエネコ	
	ジャコウネコ科	ジャワマンゲース	特定外来
合計(種)	2	3	3

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天:国指定天然記念物
 - 特天:国指定特別天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 - CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号に特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定漫湖鳥獣保護区区域説明図



区域の詳細は、国指定漫湖鳥獣保護区更新計画書1(2)参照

凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区